

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県環境影響評価条例	公 布 日	平成10年12月24日
条 例 番 号	平成10年三重県条例第49号	直 近 改 正 日	平成17年10月21日
所管部局課	環境生活部地球温暖化対策課	電 話 番 号	059-224-2366
条例の概要	土地の形状の変更、工作物の新設等を行う事業者が、その事業の実施にあたり、あらかじめ環境影響評価を行うための手続その他必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	手続型 規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	事業の実施にあたり、あらかじめ環境影響評価を行うことの必要性は現在においても変わることがなく、条例の目的は妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県の責務として、事業者が行う環境影響評価等の手続を通じて、環境保全について適正な配慮がなされるようにしていかなければならない。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	昭和54年に環境影響評価の実施に関する指導要綱を施行以降、平成11年に条例を施行し、これまで138件の手続を実施。現在、3件の事業が手続中。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	一定規模以上の環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業を対象としている。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	一定規模以上の環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業を行う事業者に対して環境影響評価の手続の義務を課す内容の条例である。よって、地方自治法第14条第2項に該当するものであり、規則、要綱等で規定することはできない。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	環境影響評価法(第60条)に抵触していない。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	環境影響評価法(第61条)に抵触していない。
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	環境影響評価法に規定する対象事業に該当するものを除くと規定されている。

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業を行う事業者が、本条例の手続を実施することにより、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することが目的であり、当該手続にかかる費用を事業者が負担することは適正である。			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい				
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	条例の執行に伴うコストの大部分は、事業の実施により利益を得る事業者が負担している。			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい				
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい				
点検・見直し結果	改正を検討する	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		条例の目的は、現在でも妥当性を有しているが、近年、環境影響評価法が改正（平成23年4月公布、平成24年及び平成25年に施行）され、手続の追加等が行われたことから、条例にも、同様の手続を追加する必要があるか否かについての検討は必要である。			無	無